

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第 8 編 酒類行政法令関係 第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第86条の 5 酒類の品目等の表示義務 3 酒類の品目の表示方法の届出の効力 届出の効力は、届出の対象となった製造場等ごとに、届出をした表示証等の全部（形、大きさ、内容等の一切）に及ぶものとする。ただし、次の場合は、既に届出をしている表示証等（以下「届出済表示証等」という。）の効力が及ぶものとして取り扱う。 (1)～(2) （省略） (3) 相続（包括遺贈を含む。<u>7</u>において同じ。）、合併、経営組織の変更、社名変更、行政区画の変更等により届出済表示証等に記載されている氏名又は名称若しくは製造場等の所在地を同一の文字の大きさと変更するとき。 (4)～(6) （省略） 4 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示 次に掲げる酒類の品目の表示以外の表示義務事項は、それぞれに掲げる方法により表示する。 (1)～(2) （省略） (3) 発泡性を有する旨の表示は、「発泡性」、「炭酸ガス含有」、「炭酸ガス入り」、「炭酸ガス混合」の表現を用いる。 (注) 炭酸ガスを加えた酒類は、発泡性を有する旨の表示義務が課せられているか否かに係わらず、別途、<u>食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条</u>の規定に基づき、食品添加物としての表示義務があることに留意する。 (4)（省略） 6 製造場等の所在地の「記号表示」の取扱い 組合法第8条の3《表示事項》第5項及び組合規則第11条の6《記号表示の届出》に規定する製造場等の所在地を記号で表示する場合の取扱いは、次による。 (1) （省略） (2) 表示に用いる記号	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第 8 編 酒類行政法令関係 第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第86条の 5 酒類の品目等の表示義務 3 酒類の品目の表示方法の届出の効力 届出の効力は、届出の対象となった製造場等ごとに、届出をした表示証等の全部（形、大きさ、内容等の一切）に及ぶものとする。ただし、次の場合は、既に届出をしている表示証等（以下「届出済表示証等」という。）の効力が及ぶものとして取り扱う。 (1)～(2) （同左） (3) 相続（包括遺贈を含む。<u>この1</u>において同じ。）、合併、経営組織の変更、社名変更、行政区画の変更等により届出済表示証等に記載されている氏名又は名称若しくは製造場等の所在地を同一の文字の大きさと変更するとき。 (4)～(6) （同左） 4 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示 次に掲げる酒類の品目の表示以外の表示義務事項は、それぞれに掲げる方法により表示する。 (1)～(2) （同左） (3) 発泡性を有する旨の表示は、「発泡性」、「炭酸ガス含有」、「炭酸ガス入り」、「炭酸ガス混合」の表現を用いる。 (注) 炭酸ガスを加えた酒類は、発泡性を有する旨の表示義務が課せられているか否かに係わらず、別途、<u>食品衛生法施行規則第21条《表示の基準》第1項</u>の規定に基づき、食品添加物としての表示義務があることに留意する。 (4)（省略） 6 製造場等の所在地の「記号表示」の取扱い 組合法第8条の3《表示事項》第5項及び組合規則第11条の6《記号表示の届出》に規定する製造場等の所在地を記号で表示する場合の取扱いは、次による。 (1) （同左） (2) 表示に用いる記号

改正後	改正前
表示に用いる記号は、他の表示義務事項の表示との混同を避けるとともに、<u>食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第 10 条</u>の規定に適合するように定めるものとする。 (注) 1 酒類製造業者が他の酒類製造業者の酒類の製造場又は蔵置場において容器に詰められた酒類を法第 28 条《未納税移出》の規定に基づき未納税移入した後に更に移出する場合には、食品衛生法上は、当該酒類を容器に詰めた者が製造者として取り扱われ、同法に基づく表示義務が課せられることになるが、この場合の製造場等の所在地等の表示は、次のとおり行うことができるのであるから留意する。 [表示例] 1 当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等の所在地が住所と同一である場合 「販売元 東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号 霞が関酒造株式会社 A」 A：<u>食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第 10 条</u>の規定により届け出た記号 (当該酒類を容器に詰めた者を表す記号) 2 当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等の所在地が住所と異なる場合 「販売元 東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 2 号 東京酒造株式会社 B C」 B：組合令第 8 条の 3 第 5 項の規定により届け出た記号 (当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等を表す記号) C：<u>食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第 10 条</u>の規定により届け出た記号 (当該酒類を容器に詰めた者を表す記号) 2 酒類販売業者が酒類の製造を酒類製造業者に委託し、酒類の製造場又は蔵置場において容器に詰められた酒類を移入した後に更に移出する場合には、当該酒類の酒類製造業者に組合法及び食品衛生法上の表示義務が課せられることになる。 なお、この場合においても、酒類販売業者の住所及び氏名又は名称の表示を行うことはでき	表示に用いる記号は、他の表示義務事項の表示との混同を避けるとともに、<u>食品衛生法施行規則第 21 条《表示義務》第 10 項</u>の規定に適合するように定めるものとする。 (注) 1 酒類製造業者が他の酒類製造業者の酒類の製造場又は蔵置場において容器に詰められた酒類を法第 28 条《未納税移出》の規定に基づき未納税移入した後に更に移出する場合には、食品衛生法上は、当該酒類を容器に詰めた者が製造者として取り扱われ、同法に基づく表示義務が課せられることになるが、この場合の製造場等の所在地等の表示は、次のとおり行うことができるのであるから留意する。 [表示例] 1 当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等の所在地が住所と同一である場合 「販売元 東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号 霞が関酒造株式会社 A」 A：<u>食品衛生法施行規則第 21 条第 10 項</u>の規定により届け出た記号 (当該酒類を容器に詰めた者を表す記号) 2 当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等の所在地が住所と異なる場合 「販売元 東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 2 号 東京酒造株式会社 B C」 B：組合令第 8 条の 3 第 5 項の規定により届け出た記号 (当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等を表す記号) C：<u>食品衛生法施行規則第 21 条第 10 項</u>の規定により届け出た記号 (当該酒類を容器に詰めた者を表す記号) 2 酒類販売業者が酒類の製造を酒類製造業者に委託し、酒類の製造場又は蔵置場において容器に詰められた酒類を移入した後に更に移出する場合には、当該酒類の酒類製造業者に組合法及び食品衛生法上の表示義務が課せられることになる。 なお、この場合においても、酒類販売業者の住所及び氏名又は名称の表示を行うことはでき

改正後	改正前
るが、製造場等の所在地の記号表示と併せて表示する場合は、次のとおり行うこととなるのであるから留意する。 [表示例] 「製造者 東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号 霞が関酒造株式会社D 販売者 東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 2 号 大手町酒販株式会社 」 D：組合令第 8 条の 3 第 5 項の規定により届け出た記号 (当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等を表す記号) <u>食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第 10 条</u> の規定により届け出た記号 (当該酒類の製造者の製造所所在地を表す記号)	るが、製造場等の所在地の記号表示と併せて表示する場合は、次のとおり行うこととなるのであるから留意する。 [表示例] 「製造者 東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号 霞が関酒造株式会社D 販売者 東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 2 号 大手町酒販株式会社 」 D：組合令第 8 条の 3 第 5 項の規定により届け出た記号 (当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等を表す記号) <u>食品衛生法施行規則第 21 条第 10 項</u>の規定により届け出た記号 (当該酒類の製造者の製造所所在地を表す記号)
(3) 記号の表示方法 記号の表示は、酒類製造業者又は酒類販売業者（以下この条において「製造業者等」という。）の「氏名又は名称」の後に一体的に行うものとする。ただし、容器の形態等に照らして、一体的に行うことが困難な場合には、製造業者等の「氏名又は名称」の後に当該記号の記載場所を明記し、かつ、原則として、次のとおり当該記号が製造場等を表す記号である旨を明記するものとする。 [表示例] (表示部分) 「製造者名 ○○株式会社（製造場の記号は缶底に記載）」 (記載部分) 「製造場の記号 E」 (E：組合令第 8 条の 3 第 5 項の規定により届け出た記号(以下この(3)において同じ。)) なお、当該記号が製造場等を表す記号であることが、明らかに分かる場合には、次のとおり表示することとしても差し支えない。 [表示例] (表示部分) (記載部分) 「製造場の記号 缶底左側に記載」 「E／Lot. 1 」 「製造場の記号 缶底に記載」 「E」	(3) 記号の表示方法 記号の表示は、酒類製造業者又は酒類販売業者（以下この条において「製造業者等」という。）の「氏名又は名称」の後に一体的に行うものとする。ただし、容器の形態等に照らして、一体的に行うことが困難な場合には、製造業者等の「氏名又は名称」の後に当該記号の記載場所を明記し、かつ、原則として、次のとおり当該記号が製造場等を表す記号である旨を明記するものとする。 [表示例] (表示部分) 「製造者名 ○○株式会社（製造場の記号は缶底に記載）」 (記載部分) 「製造場の記号 E」 (E：組合令第 8 条の 3 第 5 項の規定により届け出た記号(以下この(ハ)において同じ。)) なお、当該記号が製造場等を表す記号であることが、明らかに分かる場合には、次のとおり表示することとしても差し支えない。 [表示例] (表示部分) (記載部分) 「製造場の記号 缶底左側に記載」 「E／Lot. 1 」 「製造場の記号 缶底に記載」 「E」
第86条の 6 酒類の表示の基準 3 地理的表示に関する表示基準の取扱い等	第86条の 6 酒類の表示の基準 3 地理的表示に関する表示基準の取扱い等

改正後	改正前
組合法第86条の6《酒類の表示の基準》第1項の規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」（平成6年12月28日付国税庁告示第4号。以下この3において「表示基準」という。）第2項に規定する日本国で保護するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地のうち国税庁長官が指定する産地（以下この3において「長官指定産地」という。）の指定及び我が国で保護する単式蒸留しょうちゅうの地理的表示の取扱い等は、次による。 (1) 表示基準の意義 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1－C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（平成6年12月28日条約第15号、以下「TRIPS協定」という。）を受け、日本国内において製造、輸入又は販売される酒類並びに輸出される酒類における地理的表示の適正化を図るものである。 (2)～(3) （省略）	組合法第86条の6《酒類の表示の基準》第1項の規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」（平成6年12月28日付国税庁告示第4号。以下この3において「表示基準」という。）第2項に規定する日本国で保護するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地のうち国税庁長官が指定する産地（以下この3において「長官指定産地」という。）の指定及び我が国で保護する単式蒸留しょうちゅうの地理的表示の取扱い等は、次による。 (1) 表示基準の意義 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1－C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（平成6年12月28日条約第15号、以下「TRIPS協定」という。）を受け、日本国内において製造、輸入、販売される酒類における地理的表示の適正化を図るものである。 (2)～(3) （同左）